



ある労働者が労働条件の相談で監督署の窓口を訪れました。

相談者は会社にかなり不満があるらしく、感情的になっていましたが、相談の内容は、代表者や上司の態度に対する不満や、退職しようと思っっているが損害賠償を請求したいといった内容であり、あつせんに該当するもので、監督署内の総合労働相談コーナーに繋ぐべき相談かなと思いましたが話を聞いていました。すると、相談者は一通り、会社に対する不平不満を話した後に、「実は会社で作業中に怪我をして現在も労災を受給して

いるが、労災の報告書に虚偽の災害発生状況を書かされた」と申立てまし

虚偽の災害発生状況

た。相談者としては、会社に対する不平不満の一つとして話をしたようであり、労災も受給しているもので、あまり大きな問題とは考えていないようでしたが、監督署としては、労災の報告書に虚偽の内容を記載したということの方が大きな問題でした。相談者に詳しく話を聞くと、法で定めた点検を行っていない機械で怪我

をしたところ、会社からそれではまずいので、その機械を使用していない別の作業で災害が発生したことにしたいと強く言われ、その時は労災扱いにして欲しいこともあり、災害発生状況を虚偽とすることを受け入れたとのことでした。

労働者死傷病報告の虚偽報告の疑いがあることを説明すると、相談者はもともと会社の労務管理、

の内容が虚偽であることを否定していましたが、調査を重ねていくにつれて、虚偽の災害発生状況の説明について辻褄が合わなくなるが多くなり、ついに災害発生状況が虚偽であることを認めました。

会社は、費用がかかることを理由に法定点検を行わず、その機械で怪我をしたと報告すると、法定点検を行っていないこ

う事態に至ってしまいました。

実際に発生したことを隠そうとすればするほど嘘を重ねなければならなくなり、災害の再発防止対策もできなくなるうえ、罪も重くなってしまう。発生したことは正面から向き合い、再発防止のための対策に真摯に取り組んでいただきたいと思えます。

ちなみにこの会社は、送検後は会社の姿勢を反省し、法定点検の実施、安全装置の整備、資格者の拡充など、安全衛生管理体制の改善を図っています。少し高い授業料でしたが、これを機に適正な安全衛生管理を推進してもらえればと思います。

安全管理にも不満を持っていたため、監督署の事情聴取にも協力的であり、真実の災害の概要を詳しく話しました。そして、会社から提出された労働者死傷病報告を確認すると、相談者が虚偽であると申立てた災害発生状況が記載されていました。早速、会社に調査を行うと、当初は社長以下、虚偽の災害発生状況を申立て、労働者死傷病報告

名古屋北監督署のダイヤルイン
監督係(方面) 052-961-8653